

死後の離婚

天野 武

実父母などの強い意思により、ある者の妻となっているわが娘の死後において、その婚姻を取り消すという事例があった。こうした事例を死後の離婚と名付けておく。

死後の離婚は、新潟県岩船郡神林村や同県西頸城郡能生町で数例確認されている。これら伝承地では、一世代前には人々の強い支持を受けていたというから、往時、死後の離婚は何ら奇異とする習俗でなかつたばかりではなく、他地域においても同類の事例が広く分布していたとも推測されるのである。

死後の離婚は、死者の実家（実親）の意思に基づき、実家で葬式を挙げることににより、あるいは五七日（三十五日）いっなんかか七七なななんか日（四十九日）の死後の儀礼を済ました後で実家が遺骨を受け取ることにより成立する。よって、婚姻当事者の一方の死による、いわゆる婚姻解消後に、死者の実家の意思により一方的にことが運ばれるという性格が濃い。ただし、実家の意思は死者本人に代って表示されるとも、生き残った婚姻当事者が暗々裡にこの次第を了承しているとも受け取られるものの、必ずしもそうとばかりに解されない。むしろ、死者に対する親心がかくさせたというべきかも知れない。

なぜなら、死後の離婚においては、死者は女であること、首つりをしたとか池に身を投げたとかなど不自然な死に方ないし自殺であること、および子無しであることでは共通していたのである。実親の心情からすれば、こうした境涯で果てた娘をいとおしく思ったに違いない。嫁ぎ先では娘の供養はなされるか、後妻を迎えれば邪魔物視されることは見えすいているではないか、などと苦慮した結果、あの世へ先立つた娘の往生安楽を願って死後の離婚に踏み切ったのであろう。

従来、死後の婚姻が取り上げられてきた。よって、理論的に死後の離婚があったとしても驚くに当たらない。ムカサリ絵馬を奉納して息子の幸せを願う親心と遺骨を引き取って供養し娘の安楽を念ずる親心とは、一枚岩の心意に支えられている点では共通し、現象的に別の表現形式によっているに過ぎないのではなからうか。

ともあれ、死後の離婚は、家族生活における嫁の地位、女に対する死後の祭りの在り方など庶民間に伝えられてきた女性史をさぐる上からは無視出来ない。具体的な資料の積み重ねに努めたいものである。

（文化庁文化財保護部・民俗学）